

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

濃厚接触者の待機期間短縮について

日頃より本市の保育・教育行政に御協力くださり、誠にありがとうございます。

7月22日、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間について、現行の7日間から5日間に短縮する旨の連絡がありました（【別紙1】厚生労働省事務連絡 令和4年7月22日付）。

つきましては、保育所等における陽性者判明時の対応についても、これに準じて次のとおり対応を変更するようお願いいたします。

また、本市からの令和4年6月3日、7月5日付の新型コロナウイルス対応関連資料については、添付資料のとおり一部差替えていただくよう、お願いいたします。

1 変更点及び依頼事項

- (1) この通知以降、各施設から連絡する濃厚接触者については、待機期間を最終接触日の翌日から5日間としてください。セルフチェックシートにおける、登園可能日の計算式を変更したものを送付しますので、ご活用ください。
- (2) すでに濃厚接触者に特定した方についても、7日間から5日間への短縮の対象とします。そのため、すべての保護者にできるだけ早めに、添付の「【保護者宛】濃厚接触者の待機期間の短縮について」を配布してください。メール等、媒体は問いません。
なお、利用料の日割り返還の対象期間については、すでに7日間で連絡している場合は短縮せず、6日目7日目にお休みした場合は日割り返還対象としてください。
- (3) 濃厚接触者に特定されている場合において、待機期間の2日目、3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3日目で待機を解除することができます。なお、今回の厚生労働省の事務連絡においては、乳幼児を対象外とする記載はないため、この運用の対象となります。

マーカー部分については、令和4年7月25日通知にて訂正し、乳幼児は短縮の対象外としています。

2 添付資料

- (1) 【別紙1】厚生労働省 事務連絡 令和4年7月22日付.pdf
- (2) 【保護者宛】濃厚接触者の待機期間の短縮について.docx
- (3) 【0723 差替え】02_【別紙2】濃厚接触者の特定について.pdf
- (4) 【0723 差替え】05_【別紙4】保護者周知例 ver9.docx

- (5) 【0723 差替え】 06_【別紙5】 セルフチェックシート ver6 .xlsx
- (6) 【0723 差替え】 07_【別紙6】 コロナ対応に関する QA220723. pdf

【担当】 (施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応)
こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564
(利用料の日割りにかかる運用について)
こども青少年局 保育・教育認定課 671-0255